

直接またはファクス、Eメールで 広報シティプロモーション課へ(電子申請も可)

原則、申し込み順で掲載します。お問い合わせは広報シティプロモーション課 ☎225-2040 へ。

FAX 046-223-9951

e-mail 0200@city.atsugi.kanagawa.jp

電子申請は
こちら



広報あつぎ「街かど伝言板」掲載基準

1 掲載記事

- (1) 主に市内在住在勤在学者で構成している趣味やスポーツなどの団体で、市内の公共施設を中心に活動している団体の各種募集記事
- (2) 市内に活動拠点を置く団体が、市内の公共施設または広く開放された場所で実施する、政治、布教、営利を目的としない講座・会議・イベントなどの各種広報・募集記事
- (3) 次に該当する場合は掲載できません。
 - ① 参加者に任意で政治、布教、営利を目的とした同様の講座・会議・イベントなどへの案内・勧誘をしたり特定の商品販売したりするもの
 - ② 個人的な記事や個人が主催するサークル活動や講座・会議・イベントなど
 - ③ 個人宅が会場であったり、主に市外で活動するサークルや講座・会議・イベントなど
- (4) 掲載された氏名、連絡先等の情報は市ホームページで公開され、市民や企業等が自由に編集、加工、活用するなど、二次利用される場合があります。

2 費用負担

- (1) 参加者が負担するサークルなどの入会金・会費は、運営費用から適正な実費とし、費用を明確にしてください。

また、サークルなどの入会金や会費は、掲載後半年間、増額がない費用としてください。
- (2) 講座・会議・イベントなどで、参加者が負担する費用については、定員を定めた上で、会場借用料、原材料費、参加者に配布する資料代、傷害保険料などを、適正な実費のみにし、内訳を明確にしてください。

3 掲載順

- (1) 掲載順は、受け付け順を原則とします。ただし、掲載号の1か月前までに届いた原稿で、広く市民にとって有益であると認められるものに限り、優先的に掲載する場合があります。
- (2) 同じ団体の同じ内容の記事は、受け付け順で前回掲載後6か月以降に掲載します。
- (3) 発行号や行政情報の掲載量によっては、「街かど伝言板」のコーナーがなく、掲載できない場合があります。講座・会議・イベントなどを企画する場合は、周知方法を「街かど伝言板」に依存することなく、他の方法も計画してください。